五帖抄要文

和田晃岳

目次

一、序……一六九
二、本抄の御撰述について……一七〇
三、本抄の目次……一七四
四、主要文抄引……一八〇
五、結……一九六

一、序

門祖の御聖教中、既に刊行されているのは「弘経抄」「四帖抄」「私新抄」「十三問答抄」と、最近に於いては「宗要集」の「佛部」と、及び「菩薩部」「二乗部」とであり、したがつてこれらの御聖教は、私達が常に親しく拝読出来るのであるが、しかしこれらの他に未だ刊行されていない御著述が数多く存するのであつて、今回私が担当させて頂く「五帖抄」は、この未刊の御聖教の一なのである。尤もこの御抄は、「二帖抄」と共に本宗の学僧は、往古

勧学院に於いて拝写を許され、初学の為に供されたもののようで、したがつて今日も古い寺院にあつては写本を蔵されていると思われる。幸い私方には金岳公子御研鑽の御聖教が不思議に戦火を免れて所蔵されており、その中に五帖抄も存しているので、不肖私がこの御抄を担当させて頂く次第である。

さて私が拝読している御本は、その奥書に

伝受之比丘　尼崎門葉　信行院日晄判

改名　報智院日心判

寛延四辛未十一月五日

とあり、信行院日晄上人・後に報智院日心上人が書写されたものを、左近公の右筆が拝写されしものとうかがえる。

このように私が拝読している御本は、いわゆる御写本であり、したがつて未だ御真蹟と対照されたものではなく、目下私が拝見したところによつても、いささか誤写の箇所があるようである。

右の次第により、今回は御写本をそのまま引用することを避け、すべて書き下し文とし、御文意を紹介させて頂くのみにとどめた。よつて、あえていうならば、後日定本としての五帖抄が刊行されるまでの便宜の為の取意撮要という意味でお読み頂ければ幸いである。

二、本抄の御撰述について

五帖抄というのは通称であつて、具さには「本門法華宗五時四教名目見聞」と言うのが門祖が親しく付せられている題号である。尚私が拝した御写本には、この上に「日蓮所立」なる四字が冠せられてあり、「日蓮所立本門法華宗

五時四教名目見聞」となつている。この名目見聞は全部で十巻あり、その中初の第一と第二が世にいわれている「二帖抄」である。この二帖抄は、「本門円宗五時四教名目」という題号について釈されたいわゆる題号釈である。

次の第三、第四は五時の中の華厳を釈し、第五は阿含、方等、般若を釈されている。その次の第六、第七、第八に於いて法華を釈し、妙法蓮華経の五字を釈するに当つて、尼崎流秘蔵の本地本門の教観を論述遊ばされているのである。よつてこの第六・七・八の三巻を特に校出して五帖とし、古来五帖抄と称しているのであつて、今回述べようとするのは、正しくこの部分に相当するのである。

次の第九、第十は涅槃の下と、四教各論となつている。

このことについては、両山五十七世日唱上人が「両山歴譜」に於いて言及されている。

即ち、

当山什本第一第二是題号ノ下也。世号ニ二帖抄ト別写シテ流布ス先師以テ近要ヲ抄写シ為ニ初心ノ一令ニ流布一云云。

と述べて、第一、第二が二帖抄なることを示され、次に、五帖抄については

日唱敢テ私ニ考テ云ク、蓋シ於中ノ第六、七、八ノ三冊ハ、応ニ法華ノ下ニ、若爾者バ世ニ校出シテ名ニ五帖抄ト聖教是ナラン、五帖抄ノ題号可ニ見合ス、調巻宜シキニ故ニ而開テ為ニ五帖ト、配スル五字釈ニ故歟、是レ亦先哲依テ近要ニ為ニ初学ノ抄写シテ令ニ流布セナラン歟後聖可レ考フ

と記されている。

右の如く、二帖抄・五帖抄と言う御抄ではなく、「名目見聞」の中より校出して名づけられていることを知るのである。しかもこの両抄は、両山歴譜にも触れられている如く、相当早くより抄写され、近要の

意味を以つて物学者の講讃に供されていたことが明らかである。この二帖、五帖の両抄は、分量からいつても大したものではなく、又内容は本宗教義を平易にしかも要約して指南されているもののようであつて、今日の私達学生も、四帖抄と共に先ずこの二抄を拝読すれば、弘経抄、私新抄、宗要集等の門流深秘の重要教義を信解するのに便であると思われるのである。

次にこの名目見聞の御述作年代であるが、このことに関して既に両山歴譜に

師著ニ述シタマフニ聖教ヲ、不レ記ズセ年代ヲ、故ニ未ダズレ詳カ、且ダ案ズルニ次第ヲ云クシ制ニ本門戒躰抄見聞三帖抄ヲ次ニ著ス名目見聞ヲ。

といわれており、明確なる御述作年代を知ることは出来ない。そもそも門祖は、御著述中に年代を記載されることは少なく、したがつて諸種の御聖教に於いてもその御述作年代は推定し奉るより他ないのである。

門祖のこのような御傾向は、特に歴史的なことに無頓着であられたというのではなく、門祖はあくまで宗義を述べんとされる御信念に終始されていることを物語つているのである。このような意味のことをうかがうに

相州竜口の不思議同じく依智止宿の時庭前に客春下り、豆州流罪に親しく海上より金像釈尊来り、佐渡島流罪の時日朗赦免状を覚了する、或は安房国清澄にして本門本尊を感得する等、種々之れ有りと雖も、宗義の本意に非る間、後代の弟子未だ紙上に載せず。云云（二帖抄）

と仰せられてあり、門祖の御聖教は徹頭徹尾宗義の探究が目的であつて、霊験、利益談が主ではなく、法門の邪正、浅深、勝劣を判ずる宗義の研鑽こそ吾が門流の使命なることを痛感するのである。

右のような門祖の御信念と御性格のしからしむるところか、門祖御自身が自ら記された自敍伝的なものや、当時の日常の御生活等の御様子を記されたものがなく、したがつて御著述年代を明らかにすることは困難であるが、ほぼ推

定し奉る上に基準となるのは、本門弘経抄属累品の終（全集十一巻二一九頁）に

記者既に六十九なれば廃亡の義これあるべし、悲哉悲哉云云。

の御記載があり、次に宗要集（一巻四四頁）に

享徳二年八月下旬より宗要を書き初むるなり、記者六十九訪うべし訪うべし。

とあり、これが唯一の手がかりである。そして宗要集の教相部第十三種四教を終えられたのが康正二年十一月で、門祖御年七十二才である。そしてこの御記載より考えれば、門祖は比較的晩年になられて御執筆されているようであり、この名目見聞も、門祖が尼崎に於いて専ら御著述に没頭遊さられた頃の晩年の御作なることは、その内容上よりも充分推測し奉ることが出来る。しかしこの見聞中には弘経抄の如しとか、宗要集の如しとか、私新抄の如しと言う御言辞はないから、弘経、宗要、私新の御抄よりは勿論以前に御制作遊れたことは明白である。しかし御文中にはしばしば「委しくは天台法華不同抄の如し」「委しくは十三問答抄の如し」「委しくは一帖五時見聞の如し」なる語が見えており、したがつてこの見聞は、四帖抄、十三問答抄、一帖抄よりは後期のものと考えられる。又この見聞の第十二に「本門流通末代に本門の円戒之れ有る可し。三ヵ秘法中の随一也。委しくは三帖抄の如し」なる御文あり、三帖抄（戒体見聞）も名目見聞以前の御著作なることを知るのである。

以上本名目見聞の御述作年代に関して、その大要を推察したのであるが、正確なる年代の御記載がない為、四帖、十三問答、一帖、三帖等の御抄よりは後、弘経、宗要、私新よりは以前ということのみを知るにとどまるのである。

しかしあの大部の御著述が、その大部分が御歳を召された晩年に於いて一挙にして完成されているのを知るとき、門祖が真実の宗義を後代にとどめんとされる慈悲の願行に他ならず、尊くも又有難く拝されるのである。

さてこの五帖抄は、左に掲げる目次の如く、妙法蓮華経の五字の講説であり、その内容は弘経抄の第一帖より第九帖（隆全第一巻）と大体同じである。勿論弘経抄は九帖に及ぶ広説であるが、五帖抄に於いては、やや略説となつている。この点より見て、五帖抄がさきに完成し、更に弘経抄に於いてこれを台本として補訂し整束されたものと考えられるのである。

以上本抄の題号、及び御撰述の次第について一言したので、次に先づ本抄の主要目次を抄出列記し、本抄の紹介の一端としたい。

三、本抄の目次

本門法華宗五時四教名目見聞　目次

法華の下　五帖の内第一

一　三種法華の事　取意

二　南無妙法蓮華経の事

三　妙法蓮華経は、在世滅後の中、何れの衆生の為なり耶

四　妙法蓮華経は、三世の中何れを以て根本開発の依地と為す耶

五　妙法蓮華経は、約教約部、権実本迹の中何れを以て判教の本意と為す耶

六　約教釈を以て妙法蓮華経を顕す形の事

七　約部釈を以て妙法蓮華経を顕す形の事

八　教部、並に八教超不超と、相対絶対と不同の事

九　権実本迹不同の事

十　妙法蓮華経は、権実本迹の中、何れを以て判教の本意と為す耶

十一　玄義一部五重玄を以て妙法蓮華経を釈す姿の事

十二　文句一部を以て入文判釈と為す事

十三　止観一部に法華の大意を宜る事

十四　玄文止三部教観を分つ事

十五　妙法蓮華経は、六即の中何の位より出生する耶

十六　五重玄義の事

十七　本迹二門大綱の事

（付たり三五の遠事を以て何なる経旨を顕すやの事）

十八　事成理成顕本の事

（付たり事成は諸経に通ぜず理成秘密三身顕本は諸経に通ずる事）

十九　迹本理円事円不変随縁の事

廿　宗意迹本実体の事

妙の下　　五帖の内第二

一　迹の十妙、本の十妙、観心妙、並に百廿重妙の事

二　迹の十妙の事
　付たり　迹の十妙は爾前と有同有異、本の十妙は諸経と永異の事
　付たり　日蓮宗迹門の十妙を沙汰して何なる巨益を得る耶
　付たり　当宗末代依用の迹門の事

三　迹の十妙に於て相待絶待観心妙を判ずる事
　付たり　教観待絶二妙相貌の事

四　相待妙に開会を明す耶　宗義種々之れ有り

五　案位進入二妙開会の事
　付たり　案位進入一人歟二人歟
　付たり　迹本案位進入の事　宗義之れ在り
　付たり　本門流通案位進入の事　宗義種々之れ有り
　付たり　案進二妙に勝劣を論ずる耶

六　種類種相待種開会の事
　付たり　種類相待二種の開会今経の円妙並に別教に亘る耶の事
　付たり　当宗種類相待開会の事　宗義広之を書く

七　法華迹門に開会せざる法之れ有り耶の事　宗義之れ有り

八　迹門には大品性真如観を帯すと言う事　宗義之れ有り

九　本門十妙の事

十　迹本廿妙開合の事

十一　十妙に五重玄を摂するの事

十二　本門十妙観心の事

十三　迹門十妙の如く、本の十妙に於ても、相待絶対を論ずる耶の事

妙の一字の下　　五帖の内第三

一　六重本迹の事

付たり　本迹一致勝劣の事

付たり　本門十妙を以て六重本迹を摂得するの事

付たり　六重の中第六已今本迹の上に於て当家の宗旨を判ずるの事

二　迹本廿妙に各十用有るの事

付たり　十重顕一の中何れを以て末代の得分と為すべき耶

付たり　迹門十用は惣名より起る歟

三　本門十妙より十用起るの事

付たり　両師の傳に云く十重顕本は本門流通の意滅後末法の為の事

付たり　此の十重顕本は惣名より起歟体妙より起る歟

付たり　此の十重顕本に於て日蓮宗観心の得分の事

法の一字の下

四　法に於て三法妙有の事

付たり　此の三法妙に於て日蓮宗得分の事

蓮華の下

五　蓮花本迹六譬の事　種々宗義之れ有り

付たり　廃権立実の時は猶体内の権を廃する歟の事　宗意

五帖抄要文

付たり　本門三譬の事　宗意

付たり　当宗に迹門を用いるは開迹顕本の意歟の事

六　当体蓮華の事　宗意

付たり　当体蓮花に本迹を分つ事　宗意

七　迹本の当体蓮花に勝劣を論ずる耶

付たり　正宗流通当体蓮華の事

付たり　流通当体蓮華に本迹不同を分つ事

付たり　本門流通当体蓮華は何れの菩薩、何れの人に之を付する耶

付たり　日蓮大士の師弟旦那計り本門当体蓮花の事

経の一字、　五帖の内第四

一　玄の八の五文段の教観大意の事

付たり　経字梵音の事　付たり経字姿の事

二　本迹流通経緯の事

三　妙法蓮華経通別釈の事

四　経字大意の事

五　経之序正流通の事　付たり在世滅後流経の事

六　観心為経の事

七　六塵為経、三塵為経の事

付たり　六即を以て種熟脱に配する事

付たり　三塵為経に表裏を論ずる耶

付たり　六即種熟脱を以て過現に配する事

八　経は常と訓ずるの事

九　玄の八の釈、五文段を立つるの事

付たり　無飜五義有飜五義の事

十　一経三段二経六段の事

付たり　経の字に就て妙法蓮華経観心の事

付たり　一経三段二経六段に就て天台当宗不同の事

付たり　宗意一経三段二経六段大意の事

付たり　一経三段の主、二経六段の主の事

十一　序・正・流通の事

十二　迹門三周五段の事　宗義種々之れ有り

十三　法華二処三会の事　宗義之れ有り

十四　法華経は何れの土に於て之を説く耶

十五　法華七種教主の事　宗義種々之れ有り

経字の下　　五帖の内第五

一　記小久成三千に於て天台当宗不同の事

二　日蓮宗の本尊南無妙法蓮華経の根本住処は、本門歟、迹門歟の事

三　当宗の意、爾前無得道の事

五帖抄要文

四　迹門無得道の事

五　本門経王の事　広

六　本門有得道観心の重の事

七　天台等の四要品の事　宗義之れ在り

八　当宗要品の事　当門流要品の事

九　当流神力品を以て要品と為す事

十　本門八品を以て最要品と為すの事

十一　宗意提婆品を以て要品に用いる耶の事

十二　天台の末学の妙音迹機、観音本機の事　宗義破文之れ有り

十三　本門に妙覚の益を挙げざるの事　宗義之れ有り

十四　聞経の益、聞品の益、流通廃通、流通還迹の事　宗義之れ有り

十五　属累品経中、経末の事　種々宗義之れ有り

十六　法華経の異訳不同の事

十七　法花八ヵ年表示の事

十八　宗意五味主教相を以て宗教と為すの事

以上

四、主要文抄引

以上本抄の紹介の意味を以つて目次を掲載したので、次に全御文の中より重要と思われる箇所について、項目に従つて本抄を挙げよう。

教相の問題

1、三種教相

玄の一三種教相の中には、初重は教部権実にて熟脱五味相生の義を釈し、第二の化導より下種を論じ、第三は種子を下す化主の父の虚実を糺明して、大通下種の父を廃して久遠下種の父を取る也。故に三重の文には権実本迹共に之れ有りと雖も、文の本意が本迹相対なる故に、前の両意は迹門に約し、後の一意は本門に約すと言えり。意とは文の面は初二は権実、第三は本迹なれども、義分は首題能判の教相なれば、本迹相対せでは叶うべからざる意也。是の故に本迹は根源の種子下種を論ずる也。故に本迹勝劣とは言う也。一致と言わば権実と成て名は本迹、義は権実なる間、自ら体用本迹と成て熟脱の為には重宝也。在世の釈尊、二乗、像法の天台之を尚ぶ。末法の日蓮大士は之を嫌う。下種をスリマギラカシテ失う故也。下種は必ず事の教相に依て之を顕す故に天台伝教は本迹一致を止観に移し理観を宗旨と為す也。日蓮大士と尼崎存道両師は、本迹事也の事相の教相を好み、事行の南無妙法蓮華経を唱えて事相の名字信位の下種を成じ、事の本時娑婆、事の常寂光に還帰して事相の即身成佛を唱る也。（五帖ノ内第一）以下カッコの内は各帖の別を示す

2、権実

権実とは化主の佛の心実相也。是の実相とは界如権実の法也。実相とは三諦、三諦即四教、四教即五時五味、五時五味即大小偏円也。是即ち教主果頭の佛の内証三諦三千実相の法也。権実とは経々也。佛の自行化他の法門也。此

の権実々相三諦の法を、始めて華厳より今経安楽行品に至るまで之を説く也。故に権実は本迹に亘ると雖も、迹門の正意也。籤の一に云く、迹門正意在顕実相、実相雖在迹門弁竟。迹門十妙の下は悉く権実の意也。玄の一三種教相中の初二悉く権実の意也。(一)

3、本迹

本迹とは化主果頭の慈父の常、無常・虚・実也。佛の色心の中には、心は権実、謂く実相也。色は本迹也。故に本迹は事也。権実は理也。権実は四教の機情断証の因果、本迹は四教の因果の上の果頭の教主に之を論ずる也。之に依て玄の七に云く、本迹は身に約し位に約し、権実は智に約し、教に約す云云。籤の七に云く、今此の本門は身に約し事に約す云云。当流口伝に云く、権実は母、本迹は父也云云。故に面は本、裏は迹、迹は助行、本は正行なり。(一)

4、理円と事円

法躰の辺は迹に事と理、不変と随縁、本に又事理、不変随縁共に各々之を明すべき也。然るに機に趣くに説必次第する時、迹門には正意在顕実相して理円を明す。理円は即不変真如也。本門には本門正意顕寿長遠と云て長寿を明す。長寿は是れ慧、慧即報身也。報身を即事円の主と為す。事の円は即随縁真如也。(一)

5、三五の遠事

今経の本門報佛は、久遠長寿にして過去遠々五百塵点の其の上、成等正覚して本因妙の時より法華経を説いて衆生を利す。地涌是也。是即ち佛の初、妙法の初、衆生の初、下種の初なる故に、第二番已下垂迹の為の根本能開と成る也。是即ち過去の遠事諸経に勝る、久遠なる故也。若し真言、華厳、浄土三部経等に、過去を六百塵点と説くならば、法華経の為に本門能開と成る可し。然るに之を説かず、法華経計に過去の往因を遠く五百塵数と説く故に、

三世の諸経の為に根本能開一乗と成り、真言華厳念佛の諸経は分別説三の所開枝末と成る也。故に此の旨を知らざる天台の末学、三五の塵点を仮説と言は大謗法也。故に三五の遠事は法華経の神なり、心也、所詮也、実体也、故に本迹事希諸経不説とは称歎し給う也。㈠

6、事理の顕本

秘密三身を以て理成顕本に備る事、上古より学者の義勢なれば、信用すべきと雖も、天台妙楽の御意は、本門寿量の三身なれども、法中論三の無作三身は爾前諸部の円に通ずる故に、通釈は意を法身に寄する故に寿量顕本の正意と為さざる也。記の九に云く、法身非寿諸経常談云云。……

報中論三の無作三身は事成顕本也。諸御抄並に観心抄、開目抄此の意也。開目抄に云く、法華前後の諸大乗経には、法身の無始無終は説けども、応身報身の顕本は説かれず云云。仍て日蓮宗には、事の三世、事の本土に約して事相の報佛の長寿に約し、事成顕本を顕し、事成の十界皆成を示し、本門事円三千事行の南無妙法蓮華経を顕して弘通し奉る可き也。㈡

7、六重本迹

此の六重の中に、前の五重は所摂、後の已今の一重は能摂也。謂く已迹に理事・理教・教行・体用・実権を摂得す。又今本に理事乃至実権を惣在する也。故に六重は唯己今の一重也。

已今本迹中に、已説迹門を以て方便と為し、今説本門を以て真実と為す也。此の今説本門に種脱の巨益之れ有り、脱益は現在に在つて迹中に付せられる故に名は本、義は迹也。

今説の本門の本意は、上行に要法を付し、末代逆謗の群類を助くる為也。仍て已説迹門と言も末代逆謗救助の為の

方便也。故に知ぬ、今日所説の已今本迹は、末代極悪の衆生の為也。㈢

8、種脱

種は名字即、熟は観行相似、脱は分証究竟也。仍て此の種熟脱を以て過現に相配すれば、種は過去、熟は中間前四味、脱は今日法華在世也。故に法華を以て種子無上と名け、高祖は三五下種と定判し給う。㈠

9、約教・約部両釈

当時は悪世にして謗法多き世なれども、本門流通の時機なれば、本門の教相に任せて約教釈を破て末法相応の下種の教相たる本迹の判教を取り出して謗者所依の約教釈を破すべき也。十章抄に言く、日本国の謗法は爾前の円と法華の円と一なりと言う義の盛なりしより此れ始れり云云。日蓮大士折伏修行の為に約教釈を破する也。約教釈を破し、次で迹門止観も破し、本門止観を以て観心本尊抄、開目抄に移して此の能開の眼を以て還て天台止観を見れば本門止観也。故に日蓮大士身延山御隠居の時は昼夜に止観を修す、是即ち正像未弘の易行止観也

10、滅後流通

在世本門と云のと、彼は脱と、彼は一品二半と云は同物也。此は同じ本門なれども所廃と成る也。末法の初と言うのと、此は種と、此は題目の五字と言うのと、上に但だ地涌千界を召して八品を説いて之を付属し給うと言うのとは唯し同じ物也。此の両方の文の意は、本門在世の正説を去つて本門滅後弘経上行要付の序正流通を取つて本門経の所詮と為すべしと言う事也。是即ち正像未弘の法門也。㈣

法の問題

1、首題の所在

尼崎本興寺元祖日存日道、三十年に及んで諸流を伺い、諸御抄を拝し奉り、愚老に至りて両師の業を汲み、三十余年恐らくは御抄本書の淵底を明るに、高祖出世の本懐は、妙法蓮華経を過去に置き奉り、下種無上の経王と成し、其の種子下種を取て末法下種の所依の経と仰ぎ奉る也。㈠

妙法蓮華経の根本住所は、過去久遠五百塵点劫の昔、本果成道の処に之れ有り、其れより復倍上数して本因妙、相似観行を馳せ過ぎて本覚名字即の声色の妙法蓮華経の所に之れ有る也。㈡

2、五重玄惣在

初は惣名と名く、躰宗用をば別と名く、惣別不二と言ども、常も惣名は能摂、別体の三章は所摂也。故に惣名には本迹釈を作ると雖も、廃迹顕本して常も本門に有り。故に但名に於いて本迹を分つ、乃至此の妙法蓮華経とは本地甚深の奥蔵也の釈は此の意なり。㈠

3、名体倶実

五重玄義は即ち惣名の一重玄義也。所謂る名とは妙法蓮華経の名字也。此の妙名を久遠常住也真実也と云は本門の意なり。此の妙名を仮名と云は迹門の意也。㈠

4、妙法の落居

妙法の落居を本門に置く也。此の本地落居の妙法蓮華経を本門八品に移し、上行に付して末代悪人を助く、是れ第三教相の上の観心の重也。故に是を観心本尊抄と称する也。此の如く五重玄義を成ずる事、恐らくは先代未聞也。

4、迹門十妙

迹と云は過去本有の従本垂迹なる故に、迹の十妙の自行化他妙功徳利益と言も、皆悉く過去本妙の得分なり。過去

本妙の力に依て迹中十妙の用を施す故に根本種子に随えば悉く本妙の得分也。故に今日迹中の巨益は有教無人と成て迹門無得道也。㈢

5、本門十妙

十妙と云う時、惣名に限ると雖も、惣名に体等を含む故に、迹本廿妙倶に五重玄を具す可き也。今迹の惣別含蔵の十妙を廃して本門惣在の十妙を顕す也。所以に十妙の一々に妙の字を置く、十の妙は唯一妙也。此の一妙は惣名也。㈡

日蓮大士の師弟相那は、自心に観心せず、釈尊上行の佛力菩薩力経力を以て行ずる処の観心也。所以に萬法を法華経に収め、法華経を以て本門十妙に摂し、本門十妙を一ケの妙法蓮華経に収め、此の五字を以て悪人の信心に擲げ入れて妙法蓮華経を摧かず其の五字のママ南無妙法蓮華経と口と信心と心口相応して之を信行せしめ、余事余法を交えず、不受余経一偈と信心観を行ずる也。㈡

佛身の問題

1、本迹教主

迹門は法応相即の応身なるべし、是れ即ち三身相即を明す故也。但し此の如き三身は現在迹中諸衆脱益の分也。大通下種の教主は有為の報佛也。㈣

次に本門報身と云も其の意有る可し。本門顕本の方は、本果顕本なる故に本果報身也。本門八品上行要付の教主は本因の報身なるべし。秘すべし秘すべし。

2、下種の教主

下種の教主は必ず久成の報佛なるべし。久成の報佛の中にも本因妙の報佛を以て下種の教主と為すべき也。法身は下種の報佛の父の為には妻と成て母の徳を備る也。故に疏の九に云く、所成即法身、能成即報身と言えり。所成は境、境は即悲母也。能成は即智、智即慈父也。此の法報の父母和合して、母を以て裏と為し、父を以て面に立て、下種を下し、十法界の下種を成ずる故に、下種と言は父報佛の徳也。故に下種を成ずる本門の教主をば報身と言う也。(四)

観心の問題

1、教相と観心

権実・本迹・記小・久成は教也。一念三千は観也。教観は其の源一躰也。唯一代諸経爾前迹本と経歴するは、一念三千を成就せんが為なり。諸天台宗の学者、一念三千は佛在世には之を説かず、滅後像法に始て天台独り己心開発の法門と思えり。法相法体は佛在世より法華経に之れ有り、諸人師終に之を知らず、之を取らず。天台自解佛乗して十方三世の微塵の経々は、其の実体一念三千也。爾前にはカタハに之を説く。迹門に初て三千互具を明すと雖も、第十佛界をば互融せず、本門に始成佛界即過去久遠の本佛也と顕本すれば、迹中の諸佛悉く分身と顕れて本末の諸佛互融して無作三身と顕る時、第十佛界開会治定して一念三千整足する也。(一)

2、本門の観心

本門とは報佛に約する時も、本因妙を以て根本種子と為して三世十方の諸佛出生の所となす也。機に約する時も、本因妙を以て最初下種の本所と為して今日迹中の熟脱を論ずる也。故に現在三五七九の脱益を以て過去久遠下種に還して成佛を顕す也。此の脱とは分証究竟也。過去下種とは名字の位也。久遠の本を顕すと言は、脱益の聖人を取

て久遠下種名字の凡人と成す意也。㈥

2、信心

本門は久遠の昔も名字凡人を以て正機と為して易行の観心を示し、今日滅後末法も名字悪人を以て正機と為して易行観心を示す。更に今昔の易行観心に不同無き也。故に教に本門無し。本門は但是れ三世常恒の観心也。是れ信行也。サレバ諸御抄に本門の南無妙法蓮華経と書き給は是れ観心也。此の外に観心を尋ぬべからず。仍て玄の一には、本地の妙法蓮華経の観心を名字の位と釈し給えり。当時日蓮宗の貴賤上下、是字非字を弁えず、愚人口に任せて南無妙法蓮華経と唱るは、是れ即ち久遠本覚の観心也。四信五品抄能く能く之を拝すべし云云。此の法門は尼崎流唯授一人の口伝也。秘すべし、秘すべし。㈤

3、口唱

今経の本意は、偏に信心に之れ有る也。種熟脱の中には、種を以て神と為し、過現の中には過去を以て本土と為し、三業の中には聞法為種を本意と為す間、口密を以て正意と為す也。故に末代相応の易行也。されば当宗の意は一経の内にも、広略を捨て、要を取る、要とは妙法蓮華経也。是即ち不軽初心始行の方法、不専読誦経典但行礼拝の先証、是無智比丘従何所来の法則也。㈠

4、経力

今経には経力繁多也。余経には経力之れ無き故也。仍て日蓮宗は経力宗也、自力宗に非ざる也。天台、真言、禅、律等の諸宗は自力に憑て経力を尚ばざる也。故に諸宗一同に多分法華経を用ゆと雖も、自力の辺に依て経力の辺に依らず、故に諸宗一同に法華経を以て聖道難行に属し裏と為し弥陀念佛を以て面と為して法華経を用る也。故に法

華経の経力易行を謗る間、諸宗は謗法也。経力称歎の如説修行の行人は日蓮宗也。法華経は現在は記小久成を明して聖道難行なる様なれども、二乗も脱を以て過去の種に還れば、種は名字の凡人也。釈尊も迹中の果上を以て久遠の本果本因を顕さば、本果本因は過去易行の名字即也。……法華経の法体に凡人易行の功力之れ有る故に経力最勝也。㈢

5、当宗の観心

当宗の意は、教の玄義釈名、文句の判釈を去つて止観を取り、又止観を捨てて本門八品上行要付の玄義観心に移て妙法信心の観心を修すべき也。㈠

信行の問題

1、本門の待・絶二妙

自宗の意は、此の経は唯二妙を論ずとて、一経一妙の上の待絶二妙なる間、妙法蓮華経体具の待絶なり。故に妙法体内の寂而常照をば相待妙と名け、不軽折伏と号する也。妙法体内の照而常寂をば絶待妙と名け、安楽摂受と称する也。故に知ぬ、今経の上の相待妙には開会を明すべき也。㈡

2、信謗の待絶

私に云く、日蓮宗の意は、諸経諸宗を呵責して妙法の信者と成し、本門南無妙法蓮華経を信ぜしむる也。故に知ぬ、信謗待対は相待妙の意、妙法蓮華経に帰せしむるは絶待妙の意也。㈢

3、本門は返つて絶待妙

口伝に云く、高祖大士広略を捨てて要を取る、要とは惣名也。惣名を以て宗旨と為す。宗旨の要法は絶対妙なる

間、絶待妙の日蓮宗也。恐らくは天台、伝教の迹門流通の止観爾前帯権の観心は還て相待妙の修行也能く能く之を思うべし。㈡

4、案・昇二妙

道師云く、久遠を種、中間今日は熟乃至脱と経歴するは昇進妙の意也。さて今日の脱を以て久遠の種に還帰して雖脱在現具騰本種するは案位妙の意なり。是れ即ち本門流通の案位昇進の法則也。㈢

成佛の問題

1、久遠の妙法

私に云く、当体蓮華とは十界三千依正の本体即妙法蓮華経と云う事也。されば妙法五字は万法の本性即根本種子にして久遠本覚の妙法蓮華経也。㈢

2、当体蓮華

一切衆生の己心は即妙法蓮華経の当体なるを、謗者は之を失い、信者は之を顕す也。元より妙法蓮華経は即一切衆生を隔てずと雖も、衆生の方より之を隔てて信謗相分れたり。故に機法一如なりと言えども、不信の前には顕れず、故に謗者は当体蓮華に非ず、信者は即当体蓮華也。㈢

3、等妙二覚

口伝に云く、本門一品二半正説の辺は、迹中之本の本なる故に始覚にして其の義分は等覚也。故に妙覚の益を挙げざる也。本門八品上行要付の辺は、久遠本果々上の本因妙、凡聖一如本覚果地の本の上の本なる間、上行要付の法則は皆妙覚果地の所作也。故に一品二半の辺には、妙覚の益を挙げず、八品上行要付の辺は皆妙覚の益也。故に一

品二半の辺は釈尊出世の本懐に非ず、八品上行要付の辺は如来出世の本懐也。㈤

4、本覚成佛

此の種子の位は、久遠本因妙名字即也。此の名字下種根本一乗を中間今日に熟脱する故に、種子に随えば今日二乗成佛、乃至三五七九、十界皆成も名字本覚成佛也。されば法華経の意は、三世諸佛は名字本覚成道也と日道元祖は示し給えり。㈠

5、下種即成

迹の父は土民無常の佛、本門の父は久遠の大王上蔵の本佛也。全く迹門実相の母と本門実相の母とを相対して成佛を論ぜず。故に爾前迹門無得道と言う也。真実の成佛と云うは、迹佛無常の土民の父と、久遠本佛大王の父と相対して、迹の父を廃して本の父を顕し、爾前迹門十方法界の諸の九界の諸子と久遠大王本佛の父と、父子天性を治定して本門十界皆成を顕す間、但だ成佛と言うは、父佛の種子に依る也。㈥

当宗要品の問題（第五帖）

1、迹門流通の要品

記の一、四要品に方便、寿量、普門の三品をば体用と取り、安楽品を宗と取り定めて之れ在り、其の上迹化観音滅後流通の主と為るは、疑い無く迹門流通の四要品也。末法本門流通には之を用ゆべからず。

2、観音品について

本門流通の要品には観音品をば用うべからざる也。但し当時浴陽に外道法華宗在り、弘経の初に観音品を誦し要品に用いるイタカ（経文を読んで銭を乞う乞食坊主）法華宗之れ多し。

3、当宗要品の大意

天台所立の四要品と意得ては之を用うべからず、彼は一経三段の意を以て之を用う。当宗の意は二経六段の意を以て之を用る也。謂く、迹門方便品には二乗作佛を明す根源の品也。寿量品は久遠成道を明す也。此の二ケの大法を合せば一念三千也。口伝云云。故に知ぬ、天台所立の四要品中の意とは大に別也。

4、門流相伝

私に存すべからず、往古より当門流相伝の要品を用うべき也。謂く、通序、方便品、欲会衆生四所要文、寿量品、神力品、陀羅尼品、勧発品也。

5、通序

別序は在世を以て正と為し、通序は証信序と言て滅後を以て正と為す也。されば霊山八年に迹本二門悉く已て妙法蓮華経に納め、如是我聞等と通序を置く、故に通序は滅後の為也。故に証信序と言う也。仍て通序を用うれば、一部悉く滅後の為と成る也。

6、方便、寿量

方便品を用い、安楽品を用いざる事は、十如実相の経体を取て寿量品の裏に置き、開迹顕本して三千妙法を顕し、後に不軽折伏を用る也。

7、欲令衆生

二乗成佛を顕す広開三顕一の肝心也。

8、今此三界

父子天性を顕して、信者と謗者とを分別して、念佛、真言二宗を呵責し、惣じては諸宗不孝謗法なる事を顕す也。されば当宗法談の時は必ず先づ此の文に寄りて講経すべき也。貴むべし。

9、我遣化四衆

本門流通の教弥実位弥下の五種法師を以て還り照せば、今の文即本門流通折伏弘経の明文と成る也。

10、爾時宝塔中

多宝証明を以て法華真実を顕す名文也。或は本門戒壇の遠由なる故に之を用う歟。或は本門の遠序なる故歟。或は本門の本尊出処の遠序なる故に之を用る歟。

11、此経難持

此の此経難持の文は、本門三ケの秘法を表示する也。謂く初の此経難持よりの四句は本門の本尊也。次の如是之人よりの三行は本門の円戒也。次の佛滅度後よりの二行は本門事行の南無妙法蓮華経也。謂く三大秘法の実体とは本門五重玄也。五義惣在妙法蓮華経の功用を説き顕す文也。殊勝々々、此の文は日朗聖人より之を唱え給うと之を尋ぬべし。

12、首題の後に唱うること

本門廃迹立本の後に之を唱う故に開迹顕本の意也。或は南無妙法蓮華経を一同に唱るは本門の授戒也。其の戒相を宝塔品に説いて是名持戒と言て、精進、疾得と称歎する故に首題の後に唱る也。

13　陀羅尼品

滅後悪世は行人力弱くして自行化他に就て悩乱定て多かるべし、故に本門八品上行要付の砌に来て悪世の擁護を成

すべしと誓て二聖二天鬼母羅刹面々に来て陀羅尼を説いて行者を擁護す。是れ又大切の事也。

14　勧発品

普賢の後五百歳弘経と言は守護力の事也。故に傍依と為る也。教授の正教主は上行也。大旨向の如し云云。　或は別して普賢神咒を取て向の五番陀羅尼に類し、六番陀羅尼と成して祈禱の為に之を用る也。

15　神力品

諸門流の用不計り難き者也。但し諸御抄の趣は、神力品を以て当宗最要と為すと見えたり。彼の品に上行付属を説く、是れ当宗の宗旨之に過ぐるべからず。

日道仰に云く、法華一部八巻四七品中に、廿六品は本迹体宗用の一分一分之を説くと雖も、妙法蓮華経の名玄義を全分に説く事は、初の序品と神力品と也。序品は本迹を兼ね、而も迹を以て面と為す辺之れ有り、神力の一品は、偏に人法を廃迹立本して、迹中諸経を以て久遠妙法蓮華経に会帰して要の五字を以て上行に授け、上行妙法一体にして滅後末法に広宣流布せしむる也。（同）

本門八品

余門流に分絶たる当宗の一大事此の法門に過るべからざる也。サレバ諸門徒の中に曾て夢にも知らざる観心本尊抄の最極無上甚深の秘蔵也。日存日道尼崎流より外には絶て久しき法門也。口伝に云く、観心本尊抄中に委悉也。謂く、但地涌千界を召して八品を説いて之を付属し給う、其の本尊の為躰云云。　此の文と八年之間にも但八品に限る云云。以下に、本門を以て之を論ずれば一向に末法之初を以て正機と為す云云。　本門は序正流通倶に末法の初を以て詮と為す云云。末法之初と云云。此は種也云云。此は但題目の五字也と云う七カ処の文は、一同して本門八品を説い

て南無妙法蓮華経を以て本化上行等に付し、末法下種に備え下機を助く可しと言う事を説く也。次下に此の如く証文を問答して之を顕す、即ち八品の証文を引き一々に之を消す。之を秘すべし。又同じ本門也と言えども、本門八品の裏に一品二半正宗と言う辺は、佛在世脱益にして滅後の得分に非ずと言う事を釈する時、今本時の娑婆世界は三災を離れ四劫を出でたる常住の浄土也。佛既に過去にも滅せず未来にも生ぜず、所化以て同体なり。此れ即ち己心の三千具足三種の世間也。迹門十四品に於ては未だ之を説かず云云。次下に一品二半よりの外云云。次下に所謂一往之を見る時は久遠を以て下種と為し、大通前四味迹門を熟と為し、本門に至つて等妙に登らしむる云云。次下に在世之本門云云。次下に但し彼は脱云云。次下に言く彼は一品二半と云云。此上件の六カ所の文は一具の文也。同意を次第する時此の如く釈する也。此等両方の文は、同じ本門能円意也と言えども、種と脱と分別する時は、脱益の本門一品二半の辺は在世三五七九の衆生の得分也。下種の本門八品の辺は滅後末法本未有善の悪人の得分也。此の如く分つは猶一往也。往て経文解釈の意を得れば一品二半の辺も今日迹中の本の脱を以て過去久遠の下種に会帰すれば、種脱一致の種を成じて軈て上行菩薩に手渡し召される故に、一品二半と言も滅後の得分と成る也。之に依て初に此の意を顕すに、本門を以て之を論ずれば一向に末法の初を以て正機と為すと言より、一往再往此の意也。言う所の一向とは一品二半脱の辺も八品種の辺も共に末法の為と言う事也云云。　此の如き法味は先代未聞にして正像に未だ弘通し給わず、天台妙楽も内に鑒みて外に宣べざる未曾有の法門也。高祖師示して云く、佛滅後二千二百廿余年未だ此の書の心あらず云云。　但存、道両師並に、日隆に至つて、三代三十余年の間、在俗等折伏弘通を指置て諸御抄を集め、六十巻の淵底を伺い、当流の教観を明めて談ずる処の法門也。若し謬解あらば後学に里（理）露して添削を希うべし云云。去り乍ら尼崎流随分の己証也。

本地の法華経

私に云く、法華経一部悉く上行要付の為と言う事は、釈尊本門密意を以て通序別序を照らし、久遠の惣名妙法蓮華経を先序する也。方便品にして久遠の妙法蓮華経体内別門の体玄義之を説き、此を三周声聞横に之を取り畢る間、宝塔品の時上の序品方便品の名体含蔵の妙法蓮華経を佛欲以此妙法蓮華経と打ち顕して地涌の遠令有在とて密に約束之れ有て、涌出品に初て顕露に約束之れ有り、寿量品にして所付の妙法蓮華経の界如三千中の第十の始覚近成の佛計り簡び取て之を廃し、軈て久成報佛に入れ足して佛界の父と九界の子と久遠の父子和合して十界久遠成道を示して真実三千妙法蓮華経を顕わし、分別功徳品にして今日当機三乗横入して押取る間、佛は力無く取られ已れば、軈て随喜品に上行要付の本因妙を説き、功徳品に其の本果妙を顕わし、上行要付の因果修行の証人を不軽品に顕わし給う也。故に上行要付を印治決定せんが為に十神力を現ずる間、以要言之と譲状を作て判形を載する間、其の次には属累付属の手取之れ無んばかなうまじき間、経中に属累品を置き已て、さて薬王品已下の六品は上行要付体内の薬王乃至普賢なりと意得ば、法華経一部悉く上行要付の法門也。此の事穴賢々々、之を秘すべし、尼崎流の一大事也。口外すべからず云云。

五、結

以上五帖抄の御文中、諸種の項目のある中に、私達が常に御法義上よく耳にする問題や、特に大切であると拝される箇所を拝抄し挙げさせて頂いた次第である。しかし私の無学の至すところ、より重要なる箇所を見落し、且つ読み方等に不徹底や誤りもあることと思うので、御気付の箇所の御教示を希うものである。

今度の御遠忌記念号に当り、私も当初は本抄を中心にして何かまとまつたものにしたいと考えたが、未だ本抄が刊行されていないことに鑑み、今回は御本文を紹介させて頂く方がよいのではないかと思つたので、このような一部の御文の抜萃に終つた次第である。ついては、この拝録が、未だ本抄をお持ちでない方にとつて、何かの御役に立てば望外の幸である。